

15 秩父学園における地域移行の実践報告

秩父学園地域支援課地域移行推進室

齋藤信哉 遠藤圭子 滝澤剛敏 須永貴之

秩父学園は、知的障害児施設として昭和33年に開所し54年が経った。児童福祉法第31条2項の「国の設置する知的障害児施設に入所した児童についてはその者が社会生活に順応することができるようになるまで引き続き在所させる措置を採ることができる」とあり、年齢超過は認められていた。しかし、平成21年3月、国立更生援護機関のあり方に関する検討会の答申において、「秩父学園は利用者本人や保護者などの理解を得て地域生活移行への取り組みを強化する」とされた。また、平成22年12月閣議成立に伴い、児童福祉法第31条2項は削除され、地域生活移行に向けての取り組みが強化された。平成21年度、地域生活移行プロジェクトチームが発足され、先行施設の情報収集と分析、学園の自立生活支援機能の活用を行った。チームには親の会から2名選出され、一緒に地域生活移行に向けての準備を行った。平成22年4月に地域移行推進室が新設され、実際に移行が進められた。秩父学園での地域生活移行の考え方は、「園生主体であり、地域での生活が学園での生活と同等かそれ以上の生活が行えるのが基本である」とした上で、①地域生活移行の対象者は18歳以上全員である。②本人の意向はもとより保護者の意向を丁寧に聞いて納得を得ることとする。③児童相談所及び市区町村との協議調整により、きちんと支援できる体制を整えた上で移行すること。④移行後の生活状況をフォローアップしていくことを約束する。とした。保護者の理解・納得を得るための取り組みとして、①親の会総会での説明②地域移行についてのアンケート調査の実施③保護者向け後援会の実施④地域移行についての広報誌の発行などを行い、多くの理解を求めた。アンケートの結果、全体での説明をした上で、個々のケースによって話をしていくことの必要性を再確認した。また、職員の意思統一の取り組みとして、①園内研修会の開催②勉強会の開催③障害程度区分認定調査のシミュレーション④生活寮職員の移行先への同行⑤地域移行に関する研修参加を行ってきた。平成23年度より国立障害者リハビリテーションセンター中期目標において、地域移行の推進がさらに図られることになり、平成24年度より児童福祉法改正によって福祉型障害児入所施設となった。移行実績は、平成22年度1名、平成23年度14名、平成24年度0名（10月末現在）となっている。内訳は重症心身障害児施設へ2名、障害者支援施設へ12名、家庭復帰が1名であった。また自立生活体験「コスモス」（対象者は18歳以上全員、小集団の生活体験、1泊2日を3回行うことで地域生活に向けてのアセスメントをとる）を行い、計41名が体験した。さらに、地域生活体験ホーム「ウイズ」（3～6ヶ月敷地内にある体験ホームを利用して地域生活を送る上で必要な支援を個別支援計画を作成して行う）を平成23年6月から開始し、計11名が体験した。また、適切な移行先を確保するための取り組みとして、在籍者の多い都県（東京都、埼玉県、千葉県）と連絡調整会議を設け、移行についての協力要請を行っている。また、援護実施市区町村とは障害程度区分認定調査を通じて担当者と繋がりを持ち、家族との3者面談や移行先の紹介、移行候補先への見学同行などをお願いし、連携して移行に向けて活動している。

移行候補先の見学については、平成22年12月～現在まで延べ65施設・事業所（北海道・

東京都・埼玉県・千葉県・栃木県・群馬県・長野県)に職員が同行している。同行のメリットとして、ご案内しながら家族と色々な話が個別でできることと、園生さんの将来の生活を見据えた上での意見が言えることである。

その中で、入所体験の短期入所利用を積極的に行っており、延べ13名が(北海道・東京都・埼玉県・千葉県)施設で短期入所を行った。

フォローアップの実施については、移行先への定期的な連絡や個別支援会議への出席を行っている。また、家庭復帰された方の場合、地域の相談支援専門員や通所事業所との連携を図り、移動支援や通所支援を行った。

今後の課題として、まず医療的ケアが必要な方の移行先の確保が挙げられる。児童の時期に入所して在園期間が30～40年経過した方の中には、車椅子対応や嚥下食対応の方が多い。その方々の移行先は現在少ない。都県や市区町村と連携して事業所の紹介や開拓を進めているところである。また、移行に消極的な家族への働きかけが必要である。いかに理解納得を得るかは移行先候補を見学したり、「コスモス」「ウイズ」の様子を実際に見学する中で、園生さんが幸せに暮らす事ができる場所と一緒に模索して行くことだと考えている。